

久米島の墓制に関する資料一題

上 江 洲 均

(一) 仲村家の小港松原墓

はじめに

久米島の旧正風景の取材で、去る二月同島へ渡つたついでに、かねてから見たいと思っていた具志川村字西銘の仲村家（旧姓仲村渠で、屋号は山根）の墓を調査することができた。古くから「セヂ高い」といわれた由緒ある墓だが、事情があつてお骨を沖縄本島へ移し、現在は空墓になつてゐる。雑草の生い茂る墓前を案内してくれた人に頼んで掃除してもらい、何とか写真撮影することができたし、墓内の測定や墓碑の文字を記録することができた。

ところが、墓碑は文字が薄れ、判読しにくい。その日は残念に思ひながら墓前を去つたが、その翌日、仲里村真謝に仲原善秀氏を訪ねたところ、高校生が採つたという同碑の拓本があつた。両方を読み合わせた結果疑問点はいくらか解けたが、それでもはつきりしない点があるので、今度は一人で見に行つた。

そうこうしているうちに日程もおしつまり、那覇へ戻つてきたが、拓本研究家の崎間麗進氏が、この墓碑銘の拓本をとつていたことを思い出

し連絡を取つてみたところ、同氏から早速具志川村役場にある旧蔵元の石碑らしいものの拓本といつしょに、この墓碑の拓本が届けられて來た。これによつて、もう少し不明な点が明らかになつてきた。

その後、那覇在住の墓の持ち主仲村昌司氏を訪問したところ、そこではからずも「家譜」と共に立派に保存された墓碑銘を写した綴りに出くわしたのである。苦労したことが滑稽に思えるほど、その写しは鮮明であつた。また家譜も写して、特にこの墓を建造した山城親雲上昌敷のことを知ることができた。

まずは以上のことを書き記し、関係者に厚くお礼を述べたい。実はこの墓と墓碑銘については、仲原善秀氏が最近号の「久米島新聞」（久米島新聞社発行。昭和五十二年一月十五日。第27号）に、「数多くの課題」と題して書いておられる。この墓、特に墓碑銘についてのおそらく最初の紹介文であろうと思う。参照されたい。

墓の建造年代

この墓の所在地は、具志川村字大田の小港橋近くにある酒造工場横の道を三、四百メートルばかり北上した所にあり、現在は敷地全体で四百坪程の山を残して、周囲はすべて砂糖きび畑になつてゐる。村の干拓事業で土を取つたため、今ではこの墓地だけがこんもりと盛り上つてゐる。

この墓の東側を大田から西銘へ北上する道は、県道ができるまでは宿道として、間切内の重要な道路であった。現在では農道として、整備工事がすすめられている。原名は、字西銘の新田原で、役場で調べたところ墓地四六坪に、周囲の山は地籍では畠となつていて三七一坪、合計四七坪である。

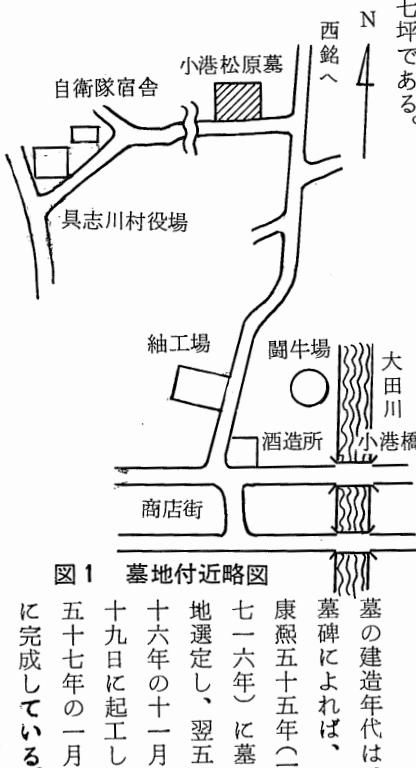


図1 墓地付近略図

墓碑によれば、
康熙五十五年（一
七一六年）に墓
地選定し、翌五
十六年の十一月
十九日に起工し、
五十七年の一月
に完成している。

完成後、祖父母、両親計四名の骨を移し、康熙五十九年（一七二〇年）に、それらの事情を刻んだ石碑を建てている。

一七八八年以前にも亀甲墓の技術は入っているが、この小港松原墓は規模は小さいながら、その形は美しく、技術的にもすぐれている。数年前、久米島の墓について書いたことがあったが、その時、上江洲家が一軒で所有する四つの墓の型について記述した。（「やちむん会誌」三号。一九七二年）。すなわち、岩かけを利用してつくった崖葬墓、岩盤を横掘りした掘込式、南支の影響だとされる亀甲の初期のタイプ、そして完成された形の亀甲墓の順であった。

そのうち最も興味深かったのは、掘込式と亀甲墓の粗型をなす墓であつた。前者は岩まじりの固い土手を横から掘込み、前面は石積みしたもの

ので、十七世紀中期ごろ建造され、一八五九年修理を加えているが、実際に使用したのは、一七七〇年ごろまでの百年間であった。この墓の特徴は、墓の口が大きく、しかも周囲を一段と掘込んでいることで、屋根も石積みの痕跡があり、しかも向って右脇に穴をうがち、その下に香炉を置いていることである。これが霍徳忠氏の言われる「ヒジヤイ（左）」なのか確認していないが、首里大名町の墓地で一度見たのによく似ている。

この墓を造つて数十年後には、別の場所にまた墓を新造しているが、これが亀甲墓の粗型をなすタイプの墓で、久米島の墓を知る上で、貴重な存在であると考える。

マユのない平たい感
じの墓で、内部の天
井は本来のアーチで

ではなく、石灰岩の板
石を平らにおいてい
る。墓碑によれば、
この墓は、一七〇五
年の建造で、前の墓
同様一八五九年に修
理を加えている。新
造か修理のいずれか
に、那覇の若狭町村
在住の金城という人
が指導したらしいこ



写真1 墓地全景（後方より）

とが、墓碑に名があ

ることで察しられる。その後、十九世紀初期ごろに、より形の整った亀甲墓を別の場所に建造している。

仲村家の小港松原墓は、上江洲家の一七〇五年建造の墓よりおくれること十二年で、このわずかな期間に、久米島の墓が数段進歩したことがわかる。もつとも設計者や石工は、上江洲家墓同様、那覇から来た（上江洲家墓のばあい、島の石工の名も見える）¹⁾と考えられるので、久米島の墓の一般的な技術向上というより、むしろ那覇の墓の型や墓づくりの技術が、直接流入した（考えた方がよいのかもしれない）。墓地選定も、蔡温という大人物に頼んでやつてもらひ、それから一年後に着工しているから、石工についても、当然首里、那覇のすぐれた技術者を雇い入れたことが想像される。

しかし、一七一〇年代といえば、今から約二六〇年前であり、そのころこれだけの墓を建造するには、莫大な費用がかかつたと思われるが、代々地頭代職をつとめた家で、当時かなりの資産があつたはずだからこそ可能で、そういう点ではあまり一般的とは考えられない。むしろ、これが当時の見本となつて、それから後の墓型に影響を与えた、と見るべきではなかろうか。意氣揚揚と石碑を立てた人の誇らしげな顔を思い浮かべ、「セヂ高い」と恐れた多くの人たちの、しかし羨望の眼差を、二百数十年という時間を超越して見る思いがするのである。

墓型は、亀甲型であるが、注目すべきことは、マユの下に垂木がついていることである。これは那覇市繁多川にある上里家墓（護佐丸後裔の豪壮な墓）に見られるが、久米島では珍しく、おそらく他に類例を見ないであろう。内部は立派なマチすなわちアーチで、これによつて進んだ技術であることがわかる。

墓の内部は、さほど広くはなく、奥行は二、五〇メートル、幅二、一

二メートル、高さ一、六四メートルであるが、上江洲墓の奥行二、一六メートル、横一、四七メートルに比べると広い。



写真2 厨子甕

厨子甕は、石製一、陶製約一〇あるが、石厨子は鹿児島産の凝灰岩と見られ、入母屋屋根の立派なものである。沖縄本島でも、康熙、雍正年間（一六六二～一七九〇）ごろよく見られるタイプで、おそらく昌敷が祖父母または父母のために求めたのであろう。その次には素焼のやや入母屋風なタイプを残した厨子が古く、十八世紀初期のものであろう。同じ素焼でも寄せ棟型は一七七〇年代に多い種類である。その他十九世紀初期のタイプ、上焼のものではそれ以後のタイプがある。他は壺型である。（厨子甕については、洗骨年月日を見ていないので、一般的な類推をしておく。）

墓碑について

墓碑は、墓に向つて右の隅にあり、高さ八十三センチ（全長一〇一セント、文字面六十四センチ）、幅三十五センチ、厚さ九センチの微粒砂岩系の石で、もしかすると沖縄本島産かもしだいと思う。墓によつては、墓内に簡単な建造年月日などを刻んだ石碑はあるが、これだけ用意周到なものには、沖縄本島においてもそうたくさんはないであろう。

その銘をつぎに記してみたい。

具志川間切小港松原墓之碑

予家世世奉仕、受爵、然係支流之家、而墓末之築焉。幸康熙五十五年丙申冬、進貢正議大夫末吉親雲上、赴中華時、暫泊于兼城泊、修葺船隻。為予、択墓地于小港松原。乃艮山坤向之墓也。越年丁酉十一月十九日起工、至于翌年戊戌正月、告成。即択本月二十八吉日、謹奉祖父前首里大屋子、祖母真加戸、（及）父前大田親雲上、母思戸、四位之靈骨、而藏之于新墓矣。願予子孫、祖墓之地勿圯勿敗、祖墓之木勿伐、勿折、得見忠孝之風、永與久米山俱垂不朽焉。

大清康熙五十九年庚子八月吉日、愚孫山城親雲上鏡分昌敷謹立。

これを意訳すると、つぎのとおりである。

「私の家は、代々お勤めをして來たが、分家の家筋のため、これまで墓がなかつた。幸いに康熙五十五年の冬、進貢正議大夫末吉親雲上が中國へ行く途中、兼城港へ寄港し、船の修理のためしばらく滞留した。そこでお頼みして、小港松原に墓地を選定してもらつた。「うしとら」を背にし、「ひつじさる」向きの墓である。翌年の十一月十九日に起工し、その翌年の一月に完成した。本月二十八日を吉日として、祖父母、父母四名の靈骨を新墓に移して安置した。願わくば、わが子孫よ、墓地を破壊し、木を伐りまたは折るなれ、忠孝の風が永遠に残り、久米島のあるかぎり不朽であるように。」

この碑文で、一番に興味深いのは、蔡温が墓地の風水を見て、場所選定したことである。從来中央の記録には、蔡温の久米島滞在が見えるのに、久米島側に口承以外に記録がなく、つまりかでない点があつた。言い伝えでは、久米島にも蔡温松がたくさんあつたし、この小港松原墓の墓碑も、蔡温の書き記したものと言われて來た。しかし、實際には場所選定等の指導をもっていたわけである。仲原善秀氏が「なぜこれがもつ



写真3 小港松原墓の碑

と早く見つかって、知られなかつたか」と言われる通り、久米島にとつては貴重な資料である。具志頭親方の名で後年有名な蔡温だけに、前の名の末吉親雲上で書かれたために、知られずに來たのだろうと、仲原氏は見てゐる。

蔡温は、「蔡温選集」(沖縄歴史研究会、一九六七年)によれば、三十五才(一七一六年)の七月に、西原間切末吉地頭職に転任(勝連間切神谷地頭職より)し、末吉親雲上となる。その年の十一月十五日に、正使兼城親雲上賢年の副使として那霸港を出発し、馬齒山(慶良間)着。二十六日馬齒山出港、暴風に会い、九死に一生を得て十二月二日久米島へ漂回した。翌年一月二十日久米島を出港、二月二日福州へ到着。以上が蔡温の久米島へ到着した前後のあらすじであるが、中国行きの用務は、進貢と尚敬王の冊封を請う重要な用務を帶びていたのである。その後蔡温は、三十八才で末吉親方になり、のち三司官となり、具志頭間切総地頭職に任せられ、具志頭親方と呼ばれる。

さて、その中国旅の帰途は八月三日に福州を出港し、九日に帰国して

いるから樂な旅であるが、行きの冬海は低気圧の発生などで、苦渋をなめていた。しかし、そのことがなければ、あるいは久米島の治山治水はもう少し遅れていただろうし、小さい例では、この小港松原墓の場所選定もどう変ったかわからない。墓碑に刻んでいるように、「幸い」なことであったと言わねばならない。蔡温はその前二十七才の時、福州で地理学を修めて來ているし、のち農務や治山治水の知識を国政に反映させているから、風水を見る力量は十分備わっていたことだろう。

山城親雲上昌敷について

ここで、墓を建造した山城親雲上昌敷について述べてみることにする。仲村家は現当主の昌司氏まで十二代で、十七世紀初期から続いている旧家である。もと仲里間切であるが、具志川間切仲地村に来て、三代目のとき同間切西銘村に分家した。屋敷が山近い所だつたせいか、「山根」の屋号がついている。この一族は、尚真王のころ滅んだ久米仲城按司の

後裔といわれ、太史氏を名乗っており、名前には昌の字を使っている。役職によつて姓が違うので、三代が仲地、四代大田、五代(昌敷)から七代まで山里、八代嘉手丸、九代上江洲、十代仲村渠となつていて、現在の姓は十代目からついたようである。

五代の昌敷(分家からは三代目)は、童名を真山戸、号を鏡分といつた。父は地頭代をつとめた昌暢で、母も富豪家の娘であり、妻もいい家柄の娘をもらつてゐる。彼の生れたのは、康熙十八年(一六七九年)で、雍正十二年(一七三四年)に数え年五十六才で死亡している。彼はかなり才覚があり、首里奉公も長く、行政にもかなり手腕をふるつていていたことが想像される。「太史氏家譜」には、数え年十三才に始まる奉公から、死去までの間の履歴を綿密に書いている。

康熙二年八月廿二日立身
五代昌敷(山里鏡分)
童名真山戸鏡分
父昌暢
母美波氏西年鏡雲(晋次女思)
妻美波氏西年鏡雲(晋次女思)

行一

長男昌立(晋次子山里鏡雲)

次男昌机(晋次子山里鏡雲)

三男昌虎(晋次子山里鏡雲)

長男昌立(晋次子山里鏡雲)

次男昌机(晋次子山里鏡雲)

三男昌虎(晋次子山里鏡雲)

次男昌立(晋次子山里鏡雲)

三男昌虎(晋次子山里鏡雲)

写真④ 家譜の一部

○康熙三十年（一六九一年）、惣地頭波平親雲上へ奉公。十三才。（四年間）

○三十四年、島文子となる。（四年間）

○同年九月、上納物筆者となり、八反帆船より上国。十月帰島。

○三十五年（一六九六年）、十八才。御用物筆者となり上国、五月帰島。

○三十六年三月、御用物宰領となつて、八反帆船より上国、翌月帰島。

○三十八年、頭数御改めのため、筆者となり二月に上国、五月帰島。

○三十七年、脇文子となる。（四年間）

○同年八月、上納米筆者となり上国、十月帰島。

○三十八年六月、上納米宰領となり、八反帆船より上国し、八月帰島。

○三十九年四月、御用物筆者となり上国し、六月帰島。

○四十年（一七〇一年）九月、二十三才。上納物宰領となり、七反帆船より上国。十月帰島。

○四十一年七月、上納米宰領となり、八反帆船より上国。八月帰島。

○同年、中城御殿外城役を仰せつかる。（五ヶ年）

○四十四年五月、真玉橋親方様が、年頭使者として上薩の折、お伴して鹿児島へ行き、翌年帰國。

○四十六年（一七〇七年）、二十九才。読谷山御殿の御書物当、並びに御会尺当となる。（三ヶ年）

○四十八年、飢饉で公儀のお手迫につき、手前より米十九石六斗五升起貢上げた。

○四十九年二月一日、大捷となる。（一年）。その時、中城御殿大親衆より表御方へ書付があつた。

○五十一年、これ以前は唐船引用船は、二、三人乗りの小舟であつたた

覚

御奉公式拾壹
當歳三拾壹
大田仁屋

右者、久米具志川間切首里大屋子西銘筑登之黃冠頂載につき、跡役おかす奉伺御内意候処、上意被成下候者大田仁屋事、前方に文子役相勤候節、人柄と言筆算諸事○量能候者、尚純様及御聴に、御殿御奉公被仰付、數年相勤申候、就夫当分、中城王子様御勤学之御席末に、被召加置候由緒之者にて御座候間、此節直に首里大屋子役おかすべく、申出旨奉拝聞候。此等之趣為御納得申上候以上。

丑十二月一日

真境名 親雲上

永山親方

○同年五月、中城王子様より扇子二本入一箱、きせる一対、国分多葉粉二十把拝領。

○同年九月、上様より白麻十帖、紫金錠三粒、人参三匁拝領。

○四十九年、この年から九年にわたつて藏元日記を整備す。

○同年、藏元や村々の御用布屋に道具帖なく、支障をきたしていたのを正式に整えた。

○五十年、三十三才。首里大屋子となる。（七ヶ年）

○五十一年五月、中城王子様御上国用意のため、「蘇鉄かふ」仰せつけられ、所持の「株」（ソテツ盆栽）一本献上申上げたところ、御褒美として御扇子三本入一箱拝領した。

○同年七月、尚益王がなしが薨去されたので、御悔みのため上国。

○五十一年十二月、上様より錦手御茶碗壺入一箱、昆布一把、白麻十帖拝領。

め、風波の強い時には支障をきたしていたのを、在番の指図を得て、六、七人乗りにはぎ改めさせた。

○五十二年、西銘、上江洲大火で一一六世帯が焼け出されたので、補米として三石起分け与えた。上江洲智意と相談し、在番の指図を得て、間切中の男正頭を出し、家を建てさせた。両村とも衰微しているので、耕作を下知した。

○同年、公儀お手迫のため、米二十石二斗五升起、自分のものより貸上げた。

○五十三年八月、去年売物貸上したので、褒美として、黄冠に叙せられた。

○同年、当間切の村々御用布屋で用いている秤は、以前は藏元秤を基準にして、島の細工に写し調べさせて用いたが、諸事につけ、請け払いが明らかでなかつたので、相談の上、在番の指図を得て、御公儀へ訴え上げたところ、連天七丁、斤秤七丁下されたので、これから後は、斤目正式になつた。

○五十三年、御用筋につき上国、七月帰島。

○五十四年、上様より国分御多葉粉二十把、白麻十帖、聞得大君がなし様より、晒布一反、国分御多葉粉十把拝領。

○五十五年（一七一六年）三月、三十八才。豊見城御殿保榮茂按司がなし様がご逝去されたのでお悔みのため八反帆船より上国、翌月帰島。

○五十七年八月、山城夫地頭職に任せられる。

○五十八年、御冠船御渡來の時、お手迫のため、売物貸上を仰せつかつたので、手前から米五十石起、古銀二十七匁三分貸上げた。

○同年十月、御冠船御入料不足で、間切中銀錢売物所持の者は貸上げるよう仰せつかつたので、員数取めて、首尾申上げるため上国し、十

一月帰島。

○五十九年三月、野嵩按司がなし様より、白紬上布一反拝領。

○六十年五月、御冠船ご渡來の時、間切中未進の物もなく、御用物も遅滞なく上納したので、褒美として勢頭座敷に叙せらる。

○同年、山城村百姓を下知して桑木を仕立てさせ、その畠の端々へ蘇鉄を植つけさせた。

山城村は、畠地が少い上、百姓風俗が悪く、油断がましく、年貢米諸出物等未進し、飯料さえ続きかねていたが、桑木を手広く仕立て虫子（蚕）を入念に飼立てさせたので、綿子ができ、未進の分も皆納することができた。また、蘇鉄は凶年の補いと畠地のイホ返しになり、村中の為になつた。

○同年、御用筋のため、八反帆船より上国。

○六一年、四十四才。惣耕作當そぞうさくあたりになる。（四ヶ年）

○同年、山城村は天水田が多く、干ばつの時は、上納物未進となり、百姓は難儀に及んでいたので、網干という山中の川原をせき止めて堤井を築き、溝を掘るようなことを相談し、在番の指図を得て証めたところ、許可になつたので、工事にとりかかつた。用水と天水田の水は豊富になり、山城村の二十四かやに合わせて、仲里間切の三かや・田地へも水を通すことができた。

○雍正元年（一七二三年）、四十五才。当間切が、聞得大君がなし様の御持（領地）になつたので、そのお祝いのため、七反帆船より上国。

○同年、聞得大君がなし様より、国分御多葉粉二十把拝領。

○同年、小横目役となる。（六年）

○同年六月、帰唐船警固のため、五反帆船より上国。

○同年八月、前に網干山中に堤井を築いて百姓のためになつたため、褒

小港松原墓



写真6 墓の外観(部分)



写真5 墓の外観

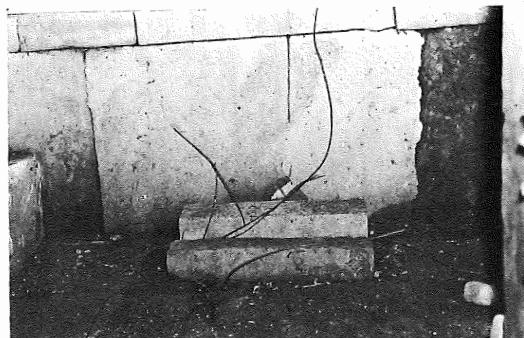


写真8 墓内部 棺置き台石



写真7 墓内部 マチ



写真10 墓碑銘記録

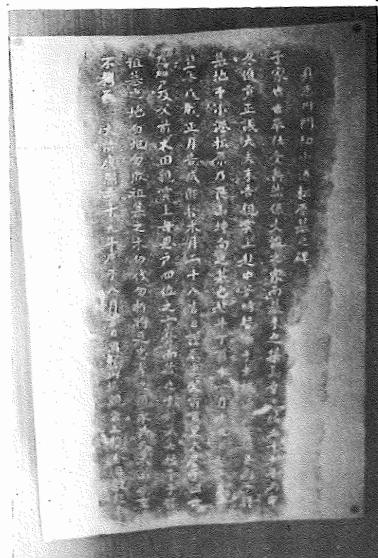


写真9 墓碑拓本
(崎間麗進氏提供)

美として座敷に叙せられた。

○五年、自分の茶園で手搾のお茶、御書院の御用を仰せつかり、年に三斤上納した。

○同年、仲地山里風俗悪く、油断がましく年貢米、日用錢未進につき、その下知方のため、山里夫地頭職へ繰替になる。(五十才)

○六年(一七二八年)、仲地山里二ヶ村は、去る卯辰年以来、日用錢八千貫文余、上納米二十石余未進のため、その返済のため、身売りが出るところまでひつ迫していたで、毎日作場へ行き下知を加え、耕作方出精させたので、今年申年中に皆納することができた。

○同年、御用紬綿子宰領となり、七反帆船より上国。同年、病氣のため、夫地頭職を退職。山城夫地頭より山里夫地頭まで十一年。

○十一年(一七三三年)、五十五才

養生のため上国した際、上様のご氣嫌伺つたところ、金武御殿へお召寄せ、御前近く拝謁し、掛物一幅、紫金錠三粒、蛇死八十三匁、一之筆五対、雲母紙三巻、かつ又、御近習庫裡において、御扇子五本入二箱白麻二束、国分多葉粉三十把を拝領した。

○十二年正月二十日死去。五十六才。

二 墓 の 古 図 面

特にそのための調査をしたことはないが、何かの調査のついでに出て来たのが、ここにあげる墓の古図面である。これが他にもたくさんあつたのか、また今後も見つかるものなのかわからないが、前項との関連でここにあげ、おおかたの参考に供したい。

現在確認しているのは、具志川村字西銘在の上江洲本家に一点、分家

に当る徳永家、上江洲ヨシ家にそれぞれ一点である。徳永家には、その他にもあって、以前にも一度墓地選定を他の手でやつていたことがわかる。上江洲本家のものについては、撮影をしていないので、他の二点を紹介することにする。

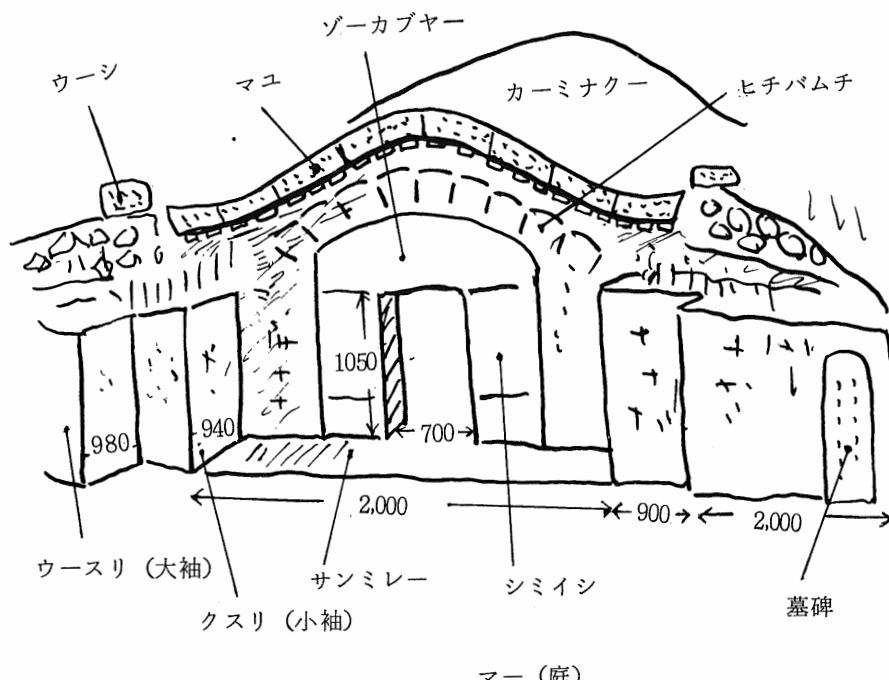


図2 小港松原墓の外部略図

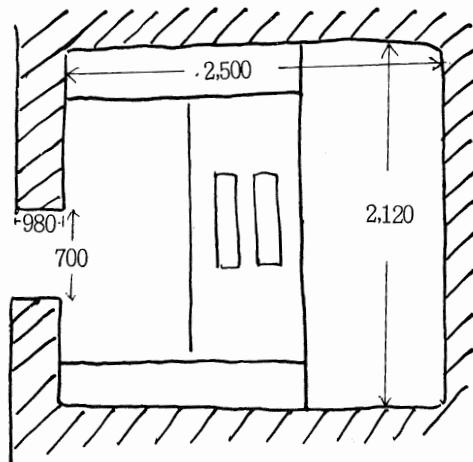


図3 同墓の平面図

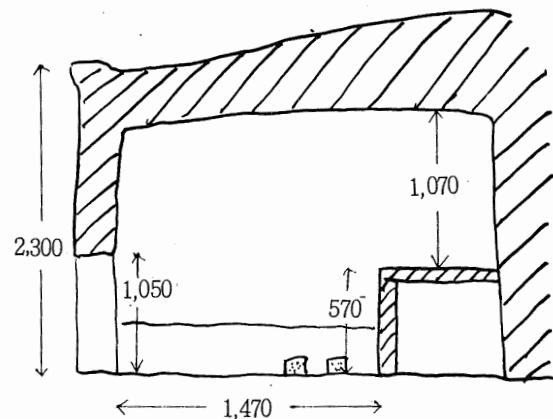


図4 同墓の断面図

写真⑪～⑯は、徳永家の保存するもので、「道光十一年辛卯七月六日、風水再見分、久米村風水見、高嶺里子親雲上」の署名がある。長さ六七センチ、幅三九センチである。墓は亀甲型で、後方や前方あるいは横の山にも卦による方位判断をしており、これが風水を見ること、すなわち、易断することである。両家のものを見ると、文面は大同小異であるが、全部書き出すことはわずらわしいので省略する。この道光十一年（一八三一年）より何年か前に、一度風水を見てもらつたことがあつたらしく、「風水再見分」とあるのでわかるが、徳永家には他にも図面があつて、それには「纂濂」の名が見える。（写真⑫）

上江洲ヨシ家のものは、（写真⑯～⑰）たぶん同一人の作つたものと思われるが、徳永家のものより十年後の製作である。絵図の書き方もしつかりしている。その規模はつぎのとおりである。

高さ（マユまで）七尺、墓口からの奥行き九尺一寸、内部横八尺、墓口横二尺五寸、同高さ二尺九寸七分、墓内向棚三重で一棚一尺三寸六分七毛、同横の左右の棚一尺五寸、土地四方五尺。庭の長さ三間三尺三寸七分。横が二間五尺六寸。この家の初代は宇大田から来ているが、「大田村上江洲仁屋」と為書きされており、末尾には「道光二十一年辛丑閏三月吉日立図、風水見高嶺里親雲上印」とある。紙面の大きさは、たて五三センチ、よこ三三センチである。

いつごろから風水見が久米島を訪れるようになったかは、はつきりしないが、蔡温のような例もあるし、かなり以前からその素養のある者が島へ渡つたことが想像される。上江洲本家の家譜には、康熙三十四年（一六九五年）に出てくる。持山に松、唐竹（真竹）を植えつけ、その間に茶園を仕立てていたのを、久米村の高嶺親方が、当島の風水ご見分で來島した時、この山をお目にかけたところ、よい風水だとのお言葉をい

ただき、いよいよ入念に格護している、という記録がでてくる。治山治水あるいは農政などの意味を持つのであるが、このようなことから墓のつくり方に至るまで、各種の指導者が島へ渡ったことがわかる。墓の風水見である高嶺が、この高嶺の血を引く者かどうかははつきりしないが、風水は久米村から見に来たことが多かつたようであるが、家譜編さん等の指導を受けたらしい感じがあるのも、何らかのつながりが代々あつたのだろうか。墓の風水見は、墓のつくり方ばかりでなく、墓の供養の方式までも教えて帰っている。徳永家にのこる高嶺里親雲上のメモをつぎにあげる。

墓之祭祀并（骨）移り之時法式

- 一、新墓口ヲ開キ、かねて門ニ入置候あだん取出し候事。
- 一、右引次潮糸を以テ、墓内清メ候也。
- 一、右引次門之正面ニ瓦立て候事。
- 但、此瓦の前え塩式俵、炭式俵、昆布式丸キ、朱紙を打差上候。此備ひ物ハ引取申さず候事。

- 一、右引次、木札四ツ之内、八卦之式ツハ奥のすみ左右、朱書ハ外二向テ立かけ、三ハ前のすみ左右、朱書ハ内ニ向て立て候事。
- 徳永墓は、風水を見てもらつた二年後の道光十三年（一八三三年）に「申請書」を出している。それで許可を得、着工したようである。その書類があるので、ついでに紹介しておくことにする。

在番筆者

佐久本 筑親雲上印

西銘村構東坂松尾山
墓地六間角

□ 上 覚

右者乍恐申上候。私事墓地無之付、去々卯年風水見久米村高嶺里親雲上御渡海之時、懸御見候処、右場所風水能所中之障には不罷成由有之候間、御成合於申儀ニハ何卒繪図失引通、永々墓地被成下度奉願候。願通蒙御免候ハバ、漸々年組を以、往年時節柄見合普請可仕旨、此段奉御訟候条、何分ニも可然様被仰上べく被下儀奉願候。以上

己十二月

西銘村○前

上江洲親雲上印

前村渠筑登之印

与頭前夫地頭 浜川親雲上印

同前夫地頭 大田親雲上印

同前夫地頭 浜川親雲上印

同前夫地頭 仲村渠親雲上印

同前夫地頭 嘉手苅親雲上印

同前夫地頭 上江洲親雲上印

奉存候。以上

右之通申出有之、現場見分之上委細承届相違無御座候間、御達被下度
己十二月

西銘目差 喜久里にや

西銘提 山 城にや

惣山当夫地頭 仲村渠筑登之

惣耕作當足夫地頭 山里筑登之

同夫地頭 大田親雲上

曖夫地頭 惣耕作当前 山里親雲上



写真12 最初の図面①

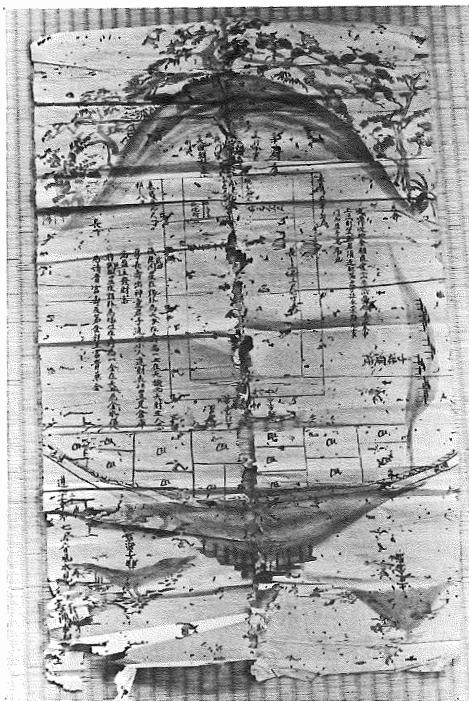


写真11 德永家蔵の墓図面（1831年）

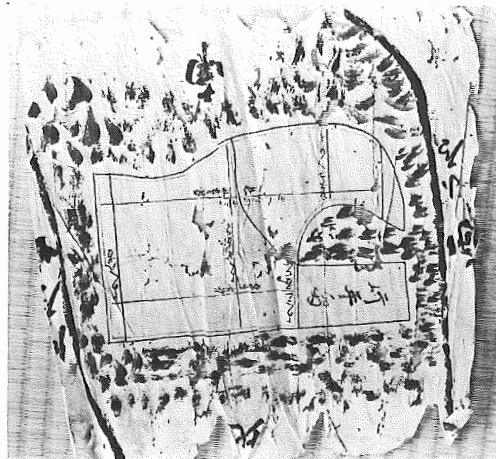


写真13 最初図面②



写真15 この図面によって建造された墓

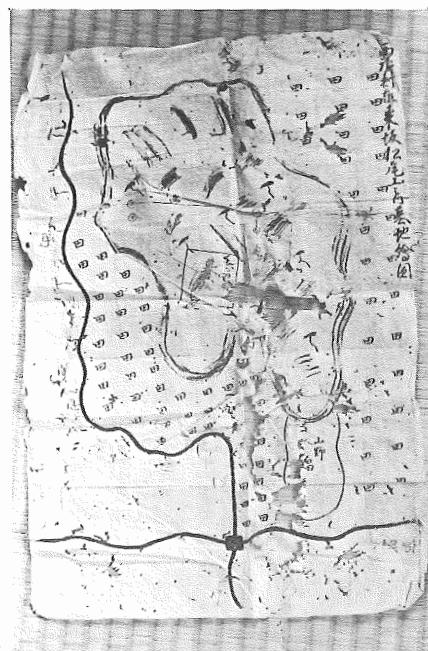


写真14 最初の図面③

墓の古図面（二）

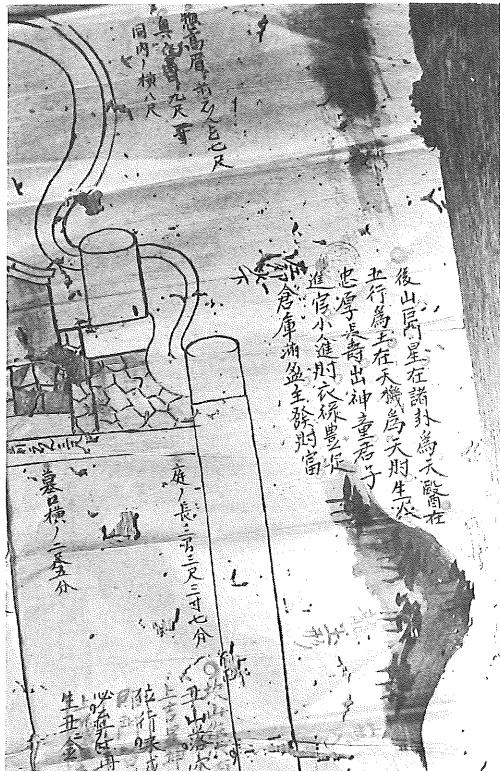


写真17 同図の部分

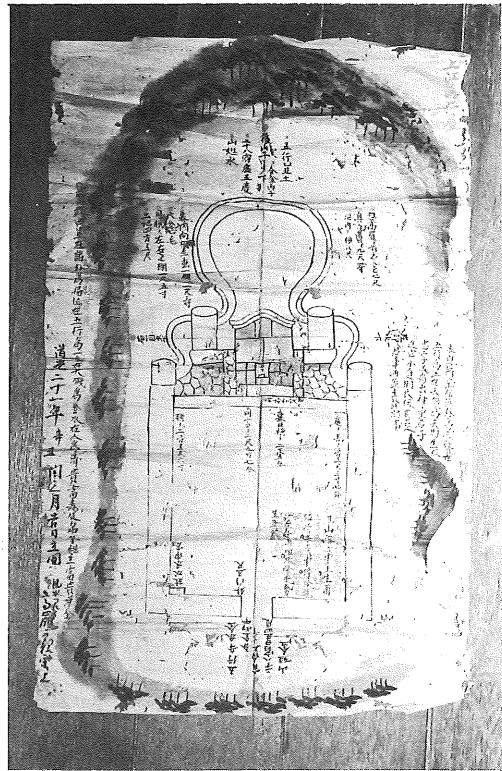


写真16 上江洲ヨシ家藏の墓図面
(1841年)

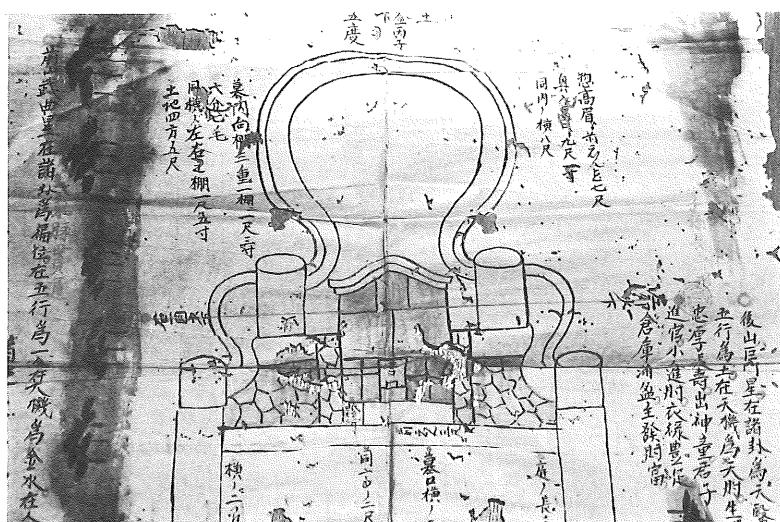


写真18 同図の部分